

No.	質問内容	回答	公表日
外皮-001	テキストP.83(表A-1 材料種別の熱物性値)木質系、木繊維系の欄で、集成材やLVL(積層材)は天然木材か合板かその他になるのか。	合板として扱います。	H25.5.24
外皮-002	テキストP19 外皮対象となる壁の構成材の適用の有無について。遮熱材の抵抗値(R)を利用しての計算を行ってもよいのか。	放射系材料の熱的効果は考慮しないという考え方を取っています。よって、遮熱材の熱抵抗値・熱貫流率の使用はできません。	H25.5.24
外皮-003	テキストp41 屋根については勾配の有無に関わらず上面に面しているとみなして小屋裏内壁断熱部分も方位係数「1.0」とするがあるが、1階下屋の内壁部分も同様に「1.0」となるのか。	1階下屋の内壁部分については「1.0」ではなく、通常の外壁と同じく東西南北の8方位の係数を使用して下さい。 この部分が屋根の裏壁部分となる場合、外壁部の扱いとして方位係数(8方位)・熱貫流率を算定する 方位係数は東西南北、北東、北西、南東、南西の8方位で 下屋部分 方位係数：1.0 断熱施工ライン	H25.5.24
外皮-004	テキストP41 小屋裏の内断熱の方位係数は全て1.0でしょうか。(妻面は？下屋部分も？)	下屋部分については、上記にあるように通常の外壁と同じく東西南北の8方位の係数を使用して下さい。 また、屋根断熱施工下の妻面部分については、外壁と同じく東西南北の8方位の係数を使用して下さい。	H25.5.24
外皮-005	テキストP54、55 断熱材が2種類の時、2パターンの計算ではなく不利側の断熱材のみで計算してはダメなのか。	不利側になる場合はそちらの断熱材を用いて計算しても構いませんが、その他の断熱材との有利・不利の判別ができるよう、設計図書に2つの断熱材の熱抵抗値を明示して下さい。	H25.5.24
外皮-006	テキストp24 今回の簡易計算の枠組タイプは存在するのか。	軸組と同様に簡略計算法を使うことはできます。簡略計算式は同じものを使いますが、補正熱貫流率U _{rw} は、床と外壁(充填断熱、充填断熱+外張断熱)においては軸組と枠組で使い分けますので注意して下さい。(テキストp24下の表を参照)	H25.5.24
外皮-007	テキストp27 玄関ドアで、既製品ではなく造作の建具を使用する場合、そのドアの熱貫流率はどう算定すればよいのか。	開口部は、JIS試験やISOに基づく性能計算などで熱貫流率を出さなければなりません。そのため、外壁の熱貫流率を詳細計算法で出すようなやり方のように、設計者自身が計算してドアの熱貫流率を算出することはできません。 よって、造作の玄関ドアの熱貫流率を出す場合には、p85～86の表の値の中で最も近い仕様の値を採用して下さい。なお、どの仕様に最も近いのかということは、事前にご相談頂ければと思います。	H25.5.24
外皮-008	テキストp24 屋根、外壁、床等それぞれ部位ごとにU値を算定する際、屋根は簡易計算法、外壁は詳細計算法などと、詳細計算法と簡略計算法を使い分けても構わないのか。	使い分けても構いません。	H25.5.24
外皮-009	テキストp47 エクセルの外皮計算シートの1)欄の窓の入力は7ヶ所しかありませんが、8ヶ所以上窓がある場合はエクセルの欄を増やしてもよろしいのでしょうか。	増やしても構いません。ただし、4)の窓の合計面積にしっかりと連動するように設定を直して下さい。 なお、エクセルシートの欄の増やし方ですが下記ようになります。(エクセルVer.2010場合) ①ツールバー上の「校閲」→「シートの保護の解除」を押す。 ②セルの縦列A、B、C・・・とあるうちの「AB」と「AO」を二つ同時に選択し右クリックを押す ③右クリックで出たウィンドウの「再表示」を押す(隠れていたセルが現れる) ④隠れていたセルを含めて、1)欄の窓欄の横列のセルをコピー ⑤コピーしたものを行の挿入で貼り付け ⑥貼り付けした行の「デフォルト値使用」欄のチェックボックスを右クリック ⑦右クリックで出たウィンドウの「コントロールの書式設定」を押す ⑧「コントロール」上の「リンクするセル」のボタンを押す ⑨シート上で、先ほど右クリックしたチェックボックスの行ではない行の「FALSE」が点滅する ⑩右クリックしたチェックボックスがある行(貼り付けした行)の「FALSE」のセルを押す ⑪「OK」を押す ⑫4)欄の「窓」欄をダブルクリックし、貼り付けした窓の幅・高さが連動するように数式を訂正 以上で窓欄の追加は完了です。他にも「ドア」や「基礎」などの欄を追加しても構いませんが、合計値欄など連動してくる箇所がありますので、注意して下さい。	H25.5.24
一次-001	補足資料 リビング階段の場合は階段も主たる居室の面積に含まれるのでしょうか。建具が無いとつながるホールや廊下も主たる居室なのでしょうか。	空間的に連続している(建具等の間仕切りが無い)場合は「主たる居室」として算定することとなります。リビング階段だけでなく吹抜も同様につながっているとみなすこととなります。 空間を間仕切っているとみなすものは、間仕切壁、扉、引き戸、ふすま、障子、欄間(空気の透過性がなく閉じることが可能なもの)などの建具、床から天井までの高さがある造り付けの建具など、隣接する空間同士を明確に区画することが可能なものを指します。アコーディオンカーテン、ロールスクリーン、閉じることができない欄間や下部が空いている吊り押し入れ、上部が空いている造り付けの家具やキッチンカウンターなどは除外されます。 なお補足として、「主たる居室」に空間的に連続する「その他の居室」・「非居室」は、その部分を一体空間として「主たる居室」としてみるようになります。また、「その他の居室」に空間的に連続する「非居室」は「その他の居室」としてみます。要するに「(主たる居室)>(その他の居室)>(非居室)」の優先順位で算定することとなります。	H25.5.24
一次-002	テキストP138 ルームエアコンの一次省エネルギー算定の選択肢について、別途添付資料の(い)、(ろ)、(は)の区分について定格冷房能力「6.3kWを超え7.1kW以下」とあるが、7.1kWを超える冷房能力「8.0」のエアコンは省エネルギー対策を取っていないということになるか。	評価協会からの返答待ち。 現状では、不利側でみるとの判断に基づき、選択肢で「その他の暖房設備機器」または「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択して下さい。	H25.5.24